

inspection
 法定点検について

誰が対象になりますか？
第一種特定製品の管理者 が対象です

“第一種特定製品”とは、業務用の空調機器(エアコン)、冷蔵機器及び冷凍機器のことを指します。

“管理者”とは主に自己所有やリースでこれらの業務用エアコン・冷蔵機器を所有・管理している者(ユーザー様)となります。

業務用エアコンの例

- パッケージエアコン
- ビル空調用ターボ冷凍機
- 空調用チラー/スクリュー冷凍機 など

業務用の冷蔵・冷凍機器の例

- 冷蔵ショーケース/自動販売機/冷水機
- 業務用冷蔵・冷凍庫/ピールサーバー
- など

管理者の役割

機器の管理者は、機器からの漏えい防止のため、以下の事項が義務付けられています。

1 機器の設置

機器の損傷を防止する為の適切な場所への設置、設置する環境の維持保全を行う。
危機に損傷をもたらす振動源を避ける。
機器の周囲に点検に必要な作業空間の確保。
機器周辺の清掃。

2 機器の点検

全ての機器を対象とした簡易点検の実施。
また、一定規模以上の機器について
専門知識を有する者による定期点検の実施。

③ 漏えい防止措置

フロン類の漏えいが見つかった際、修理しないまま充てんする事は原則禁止。冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい個所の特定・必要な措置の実施。

④ 点検等の履歴の保存

適切な機器管理を行う為機器の点検・修理、冷媒の充てん・回収などの履歴を機器を設置した時から廃止するときまで記録・保存すること。



※専門知識を有する者とは…
専門的な点検の方法について十分な知見を持つ
冷媒フロン類取扱技術者など。
三信工業にも、**大分県内では数少ない**
専門知識を持った有資格者がいます。

4つの役割を 管理者様に代わって **三信工業が行います!**

／詳細・お見積りについては…／

お問い合わせ ☎ **097-503-3434**

「法定点検についての問い合わせです」とお伝えください

点検内容

機器の設置・点検・回収まですべて三信工業で承っております。お気軽にご相談くださいませ。

① 機器リストの作成

定期・簡易点検対象機器の選定にご協力致します。

[詳しくはこちら](#)

② 定期点検の実施

一定規模以上の機器を対象に、点検記録簿の作成をいたします。
(頻度は1年に1回又は3年に1回)

[詳しくはこちら](#)

③ 簡易点検の実施

全ての業務用機器を対象に点検記録簿を作成いたします。
(頻度は4半期毎に1回以上)

[詳しくはこちら](#)

④ 冷媒漏えい機器の点検・修理・回収

充填証明書・改修証明書の交付をいたします

[詳しくはこちら](#)

⑤ 算定漏えい量の報告のお手伝い

一定以上の漏えいを生じた場合事業者様の報告のお手伝いをさせていただきます。

[詳しくはこちら](#)

1 機器リストの作成

建物内の機器を全てチェックし、それぞれの点検内容をリスト化いたします。

	点検内容	点検頻度	点検実施者
簡易点検 全ての第一特定製品 (業務用の冷凍空調機器)	・冷蔵機器および冷凍機器の庫内温度 ・製品からの異音、製品外観の損傷、腐食錆び、油にじみ、熱交換器の霜付きなどの冷媒として充てんされているフロン類の漏えいの徵候有無	四半期に一回以上	実施者の具体的な制限はなし
定期点検 圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器	定期的に直接法や間接法による 専門的な冷媒漏えい検査	7.5kW以上の冷凍冷蔵機器: 1年に1回以上 50kW以上の空調機器: 1年に1回以上 7.5~50kWの空調機器: 3年に1回以上	機器管理にかかる資格などを保有する者 (社内・社外問わず)

建物内の機器について把握できていないお客様もご安心ください

三信工業でお調べいたします!

2 定期点検の実施

1年に1回又は3年に1回のペースで、一定規模以上の機器を対象に、下記の方法で専門家による検査をいたします。

◆直接法

発泡液法

ピンポイントの漏えい検知に適しています。
漏えい可能性のある箇所に発泡液を塗布し、吹き出すフロンを検知する方法です。

漏えい検知器を用いた方式

電子式の検知器を用いて配管等から漏れるフロンを検知する方法です。検知機の精度によりますが、他の2方法に比べて、少しの漏えいでも検知できます。

蛍光剤法

配管内に蛍光剤を注入し漏えい箇所から漏れ出した蛍光剤を紫外線などのランプを用いて漏えい箇所を特定します。
※蛍光剤の成分によっては危機に不具合を生ずるおそれがあるため、機器メーカーの了承を得て実施することが必要。

◆間接法

チェックシートなどを用いて、稼働中の機器の運転値が日常値とずれていないか確認し、漏れの有無を診断いたします。

有資格者にのみ行える定期点検。三信では…?

ご安心ください

三信工業には
資格を持つ技術者が多数在籍!

迅速かつ丁寧なメンテナンスをいたします。

お問い合わせ ☎ **097-503-3434**

「法定点検についての問い合わせです」とお伝えください

③ 簡易点検の実施

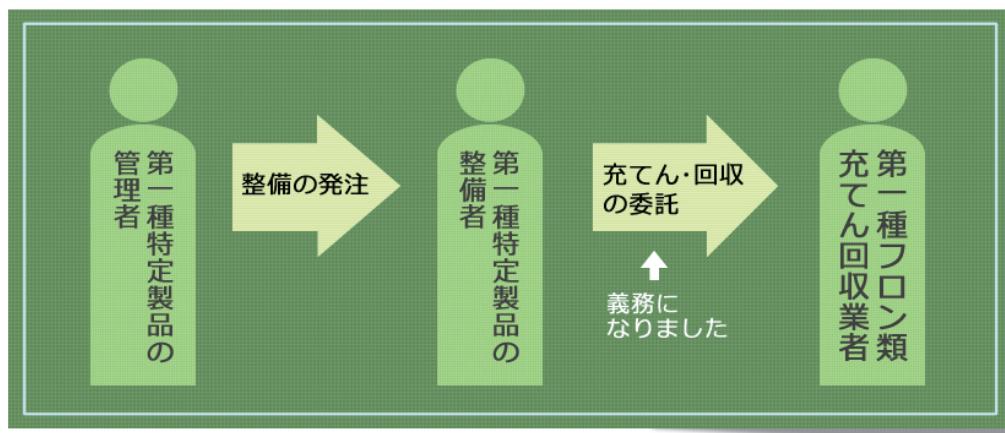
簡易点検は、四半期に一回以上のペースで、基本的に「**目視による外観点検**」を行うことになります。
点検項目は以下の内容になります。

点検項目



④ 冷媒漏えい機器の点検・修理・回収

フロンの漏えいが確認されたら、可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、修繕を行います。
現在、フロン類の回収は「第一種フロン類回収業者」が行っていますが、法改定により、充てん業も含め都道府県の登録が必要になり「第一種フロン類充てん回収業者」と名称が変更されました。



充てんの流れ

1 冷媒漏えい状況の確認
・点検・修理・再充てんの履歴を確認

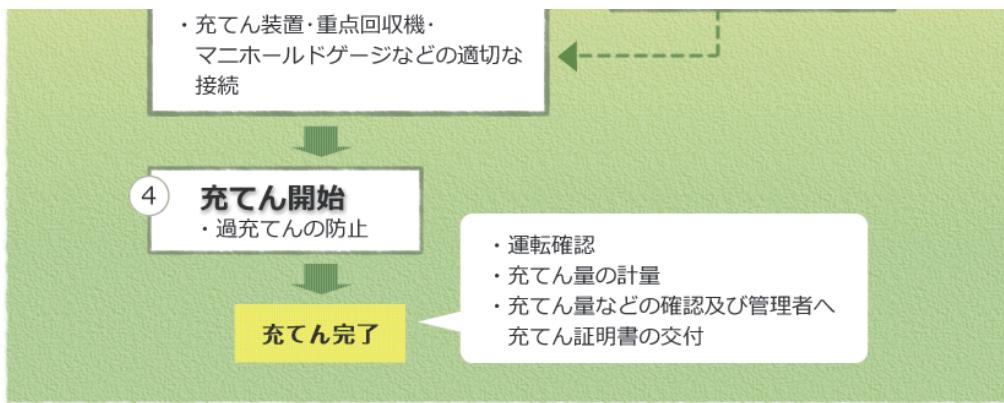
漏えい箇所
修理済

漏えい確認
修理無し充てんの履歴を確認

3 充てん装置の準備

- ・充てんする冷媒種の確認
- ・充てん装置・重点回収機・マニホールドゲージなどの適切な

2 漏えい個所の特定
修理にかかる説明



自社所有の機器に充てんする場合であっても、第一種フロン類充てん回収業者の登録を行った事業者でないと充てんできません。

三信工業は 第一種フロン類充てん回収業者に登録されています!

機器・充てんについての確かな知識を持った社員が点検・修理・充てん・回収まで責任をもって行います。

5 算定漏えい量の報告のお手伝い



一定以上の漏えいを生じさせた場合、管理する危機からのフロン類の漏えい量を国に対して報告する必要があります。
算定漏えい量が **1,000 CO₂-t/年** を越えると、報告対象となります。

面倒な報告書作成も… 三信工業がお手伝い!

※報告は管理者様に行っていただきます。

＼詳細・お見積りについては…／

お問い合わせ ☎ **097-503-3434**

「法定点検についての問い合わせです」とお伝えください

お客様の急な「困った」に対応できます。
もちろん、当社で設備の施工をしていないお客様でも問題ありません。
業務用エアコンの法定点検の際は
いつでもご相談ください。経験豊富なスタッフが、迅速・丁寧に対応致します！